

令和6年度台湾教育旅行誘致・受入調整業務委託 業務仕様書

1. 委託内容

台湾から三重県への教育旅行に係る誘致および受入調整業務

2. 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、往来による交流が一時的に中断されたものの、台湾からの訪日教育旅行は年々増加傾向にあり、若年層の交流が、地域間の相互交流や将来の観光誘客に繋がることが期待されます。

本事業では、台湾からの新たな教育旅行の誘致と教育旅行の円滑な受け入れを図るために、台湾現地で開催される個別相談会への参加、台湾の学校関係者を三重県に招請する国内地方視察（ファムトリップ）の実施、台湾現地へのセールスコール及び日台双方の関係者間の連絡調整を委託します。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4. 業務内容

（1）教育旅行の誘致にかかる取組の実施

県内への教育旅行を促進するため、日本政府観光局（JNTO）が実施する「台湾市場／訪日教育旅行促進事業」を活用した誘致取組を実施すること。

※三重県が参加予定の「台湾市場／訪日教育旅行促進事業」の内容は次のとおり。

委託する業務は、①及び③を活用したものである。

①台湾教育関係者との個別相談会

日時・場所：令和6年6月17日 台北市

令和6年6月18日 高雄市

②日台教育旅行関係者意見交換会

日時・場所：令和6年10月22日 東京

③国内地方視察（ファムトリップ）

日時：②の意見交換会終了後 4泊5日

（ア）台湾教育関係者との個別相談会への参加

①令和6年6月17日（台北市）、18日（高雄市）に実施される台湾教育関係者との個別相談会に両日程とも参加し、台湾側参加者に対し、県内への視察や教育旅行の実施を働きかけること。

- ②受託者において1名、交流受入が可能な県内の学校や、視察や体験が可能な施設等について説明できる者（説明者）を手配して参加させること。説明者は、台湾からの教育旅行について精通し、ビジネスレベルの中国語（繁体字）と日本語の能力を有していること。なお、説明者の言語能力が不十分である場合は、説明者に加え通訳を手配することも可とする。
- ③委託者が提供する資料などを活用し、個別相談会で使用する説明資料を作成すること。
- ④各相談について記録を作成し、個別相談会終了後には、日本語に翻訳のうえ委託者に提出すること。
- ⑤個別相談会への申し込みは委託者において実施すること。なお、参加料は無料であることから、見積りに含めないものとする。

（イ）国内地方視察（ファムトリップ）の実施

- ①令和6年10月に予定されている、台湾の学校関係者や教育旅行関係者など、計8名程度を招請する国内地方視察（ファムトリップ）について、企画、調整および受入れを行い、県内を含む教育旅行実施について働きかけを行うこと。
- ②行程は東京（出発地）から日本出国時の空港到着までの4泊5日とし、他県や県内学校、市町、関係団体及び施設等と調整のうえ企画、実施すること。また、県内での宿泊を2泊以上とすること。
- ③県内の行程について、専用車及び通訳ガイドを手配するとともに、受託者が同行し、行程管理等を行うこと。
※他県と調整のうえ、他県に滞在する期間に生じる費用については他県の負担とし、見積りに含めないこと。
- ④視察終了後、被招請者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握を行うこと。また、アンケート結果については、視察を受け入れた県内学校や施設等にフィードバックすること。

（ウ）台湾現地でのセールスコールの実施

- ①（1）（ア）の個別相談会への参加に合わせ、台湾の学校及び旅行会社等へ5件以上訪問し、県内への視察や教育旅行の実施を働きかけること。なお高雄市内の学校及び旅行会社への訪問を2件以上含めること。
- ②セールスツールについては、業務仕様書（1）（ア）の個別相談会で使用する説明資料を用いること。
- ③セールスコールの実施にあたっては、訪問先との事前調整、セールスツールの準備、実施後のフォローなど一切の業務について、受託者により実施すること。

（2）教育旅行受入調整業務の実施

台湾からの教育旅行等の受入れを円滑に行うため、以下のとおり受入れに係る調整や交流時の支援を実施すること。

(ア) 教育旅行にかかる連絡調整窓口の設置

- ①三重県への教育旅行に係る台湾の学校及び旅行会社等からの相談窓口を台湾に設置し、相談案件に対して対応すること。
- ②台湾側との連絡調整を行うため、中国語（繁体字）と日本語での会話能力を有する者を配置すること。
- ③契約締結後、2週間以内に開設することとし、契約期間終了まで設置すること。

(イ) 受入可能な施設等の調査・調整及び情報整理

- ①交流受入が可能な県内の学校、農家民泊及びホームステイ（以下「体験宿泊」という。）及び、見学や体験が可能な施設等の充実を図るため、市町及び関係団体等と連携して、調査・調整を行い情報を整理すること。
- ②整理した情報は、業務仕様書「(1) 教育旅行の誘致にかかる取組の実施」に活用すること。

(ウ) 受入調整（教育旅行の引き合いに応じて4件程度）

- ①台湾からの教育旅行受入（視察を含む。）に際し、台湾及び日本の学校及び台湾の旅行会社等との連絡調整を行うこと。
- ②県内学校、市町、関係団体及び施設等との連絡調整を行うこと。
（旅行会社による行程作成に係る連絡調整を含む。）

(エ) 交流支援（教育旅行の催行に応じて2件程度）

- ①県内学校での交流時における、記念品交換や歓迎に必要な物品の調達等、必要な支援を行うこと。
- ②学校交流、施設訪問及び体験宿泊時に受入が円滑に行われるよう、アテンドを行うこと。

5. 納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出してください。

- | | | | |
|-----|------|--------------|---------|
| (ア) | 納品物 | 業務実施報告書 | 2部（印刷物） |
| (イ) | 納品期限 | 令和7年3月21日（金） | |
| (ウ) | 納品場所 | 三重県観光部海外誘客課 | |

6. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県観光部海外誘客課と協議しながら進めてください。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、

両者協議により、業務を進めることとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

- (4) 国内地方視察（ファムトリップ）が受託者の過失によらず実現しなかった場合、当該業務については、委託業務から除くこととし、変更契約を行うこととします。これに応じて、契約金額が減額となります。
- (5) 受入調整や交流支援において、想定している件数と実績が異なる場合は、両者協議の上、変更契約を行うことがあります。これに応じて、契約金額が増減します。

7. 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（2）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

8. 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県観光部海外誘客課において行うとともに、契約条項は、三重県観光部海外誘客課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

9. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10. 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、契約条項の定めるところによります。

11. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13. 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順じ適切に対応するものとする。

14. 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 北條、竹内

電 話：059-224-2847

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp